

平成 25 年第 2 回稲城市教育委員会臨時会

1 平成 25 年 10 月 29 日、午後 9 時 30 分から稲城市役所 4 階議会会議室において、平成 25 年第 2 回稲城市教育委員会臨時会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
伊勢川 岩根  
城所 正彦  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 第 33 号議案  
「稲城市公立学校管理職（副校長）の人事（11 月 1 日付）について」
- (4) 日程第 4 「報告事項」

委員長 おはようございます。ただ今から平成25年第2回稲城市教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、保坂委員より欠席する旨の届け出がありますので、ご報告申し上げます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、在任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第3 第33号議案 「稲城市公立学校管理職（副校長）の人事（11月1日付）について」を議題といたします。

第33号議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

( これより第33号議案は秘密会 )

---

秘密会議録は別紙。

---

( これにて第33号議案の秘密会は終了 )

( 暫時休憩 )

※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより第33号議案「稲城市公立学校管理職（副校長）の人事（11月1日付）について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

委員長 再開いたします。

次に、日程第4 「報告事項」です。本日の報告事項は5件です。「稲城市立稲城第五中学校における通級指導学級の設置について」、「稲城市立稲城第七小学校校舎増築工事の概要について」及び「稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事の概要について」を学校教育課長より、「(仮称)いなぎ放課後子どもプラン『放課後子ども教室』について」を生涯学習課長より、「稲城市公の施設指定管理者選定委員会の審査結果について」を体育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 それでは、報告事項の1件目でございます。

タイトルが、稲城市立稲城第五中学校における通級指導学級の設置についてという資料をご覧いただきたいと存じます。

初めに、概要でございます。現在実施中の平成26年度の就学相談におきまして、中学校の情緒障害等の通級指導学級への通級希望者が複数名見込まれる状況がございますが、本市の中学校には、現在、情緒障害等の通級指導学級がないことから、平成26年4月から稲城第五中学校に情緒障害等の通級指導学級を設置するため、準備を進めてまいるといっております。

続きまして、これまでの特別支援学級に関する経過でございますが、平成19年4月の学校教育法等の一部改正によりまして、教育上、特別の支援を必要とする児童・生徒等に対し、障害による学習上、又は生活上の困難を克服するための教育として、特別支援教育が規定されたところでございます。

また、その前年の平成18年4月には、新たにLDやADHD等の児童・生徒

を通級による指導の対象とすることなどを内容とする、学校教育法施行規則の改正も行われております。

これらを受けて、稲城市教育委員会では、それまでの稲城第三小学校、平尾小学校、稲城第一中学校における知的障害の学級に加えまして、平成19年4月に向陽台小学校に本市初の情緒障害等の通級指導学級を、翌平成20年4月には同校に言語障害の通級指導学級を、さらには、平成22年4月に稲城第一中学校に自閉症・情緒障害の固定学級を設置いたしました。その後、稲城市教育委員会では、平成23年10月に「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針」により、特別支援学級の設置校の分散による規模と配置の適正化、特別支援教育の推進体制の充実、相談支援体制の整備・充実を柱として、特別支援教育の更なる推進・充実を図ることを定めまして、翌平成24年4月には長峰小学校に本市のニュータウン地区で初となる知的障害の固定学級を設置し、さらに、平成25年4月の稲城第五中学校への知的障害と自閉症・情緒障害の固定学級の開設に向けて、平成24年度に整備工事を実施したところですが、稲城第五中学校につきましては、就学相談において希望者が複数名に達しなかったため、今年度からの設置には至らなかったところでございます。

その後の状況でございますが、先程も概要で申し上げましたとおり、現在行っております、平成26年4月の就学に向けた相談において、中学校の情緒障害等の通級指導学級への通級希望者が4名、相談中が2名おられるという状況でございます。

教育委員会では、実際の学級の設置については、就学相談の状況を踏まえ、決定することとしてきたところでございまして、今回の就学相談における中学校の情緒障害等の通級指導学級に関するニーズに応えるため、既に整備済みの稲城第五中学校の施設の一部を活用して、平成26年4月に情緒障害等の通級指導学級を設置しようというものでございます。

就学相談につきましては、概ね1月末頃までにかけて、相談や専門家による行動観察、面談等を経て、就学支援委員会における判定結果を踏まえ、保護者等との十分な話し合いを行った上で、最終的な就学先を決定することとなりますが、現時点では平成26年度の特別支援学級数等の見込みは、稲城第三小学校の知的障害の固定学級が22人・3学級、長峰小学校の知的障害の固定学級が7人・1学級、平尾小学校の知的障害の固定学級が13人・2学級、向陽台小学校の情緒障害等の通級指導学級が27人・3学級、言語障害の通級指導学級が27人・2学級、稲城第一中学校の知的障害の固定学級が18人・3学級、自閉症・情緒障害の固定学級が2人・1学級、新設を検討しております、稲城第五中学校の情緒障害等の通級指導学級が6人・1学級と見込んでおります。

中学校の情緒障害等の通級指導学級という、新たな選択肢が広がることによりまして、小学校の情緒障害等の通級指導学級に通う児童等に、より一層適切な教育の場を提供することが可能となるものと考えているところでございます。

今後につきましては、平成25年12月中旬頃に予定されている、東京都教育委

員会による学級編制等のヒアリングを経て、平成26年3月に正式に同委員会へ通級指導学級の設置申請を行い、平成26年4月に学級を開設してまいりたいと考えております。

現在、稲城第五中学校におきましては、学級開設に向け、校内の体制を整えるための準備を進めているところでございまして、今後、保護者を初め、関係者や地域の皆様等を対象とした施設見学や説明の機会なども設けながら、適切な周知を図り、来年度から安心して通っていただけるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

大変長くなりましたが、稲城市立稲城第五中学校における通級指導学級の設置につきましては、以上でございます。

委員長        ありがとうございます。  
                  次に、生涯学習課長。

学校教育課長    すみません、次の案件、よろしいでしょうか。

委員長        すみません、もう1件。失礼いたしました。

学校教育課長    引き続き、稲城市立稲城第七小学校校舎増築の概要についてということで、配布資料により報告させていただきます。

稲城第七小学校につきましては、普通教室規模の教室が、現在、22部屋ございますが、児童数、学級数が、平成25年5月1日現在の490人・16学級から、平成31年度には738人・24学級まで増加することが見込まれることから、現在、校舎の増築工事に係る設計を進めているところでございまして、今後、建築確認の手續の中で若干の変更が生じる可能性もございますが、概ねのプランがまとまりましたので、本日は増築校舎の位置や教室配置等の概要について、ご報告を申し上げます。

配付資料の1枚目をご覧ください。

上段が現在の配置図、下段が増築後の配置図となっております。増築校舎については太枠で囲んだ斜め線で表記してございます。また、建て替えや移設となる建物については斜線で表示をし、撤去する建物についてはドットで表示してございます。

稲城第七小学校の現状での校舎等の配置状況ですが、配置図にございますように、右側がグラウンドやプール、左側が校舎や体育館等となっております。今回の増築校舎につきましては、既存校舎の西端にございます、平成20年10月に増築いたしました校舎に接続する形での建設を予定しております。

増築校舎の建築予定地周辺にございます、防災倉庫につきましては、施設の北側の校舎寄りの位置に移設を予定しております。移設先にある一部の砂場と、敷地南側のグラウンドとのアクセス部分にある飼育小屋につきましては、グラ

ウンドの東側に移設いたします。

また、陶芸小屋については、現状の利用状況を踏まえて、撤去を予定しております。また、敷地内の既存の校舎の集約を図った上で、陶芸小屋の跡地とプールわきに新たな倉庫として建て替えます。

さらに、グラウンド北側にある開放団体の倉庫に代わり、新たに校庭開放用倉庫をグラウンドの東側に設置する予定でございます。

次のページをお開きください。

増築校舎につきましては、平面図に網掛けで表示をしております、構造は鉄骨造の地上3階建てとなります。

今回の増築は、先にも申し上げましたとおり、教室不足への対応が目的でございますが、学校の要望を踏まえた上で設計を行っております。

1階部分はピロティ構造でございます、車路を確保する他、車椅子用駐車場を含め、2台分の駐車スペースといたします。駐車場については、現在、8台分ございますが、周辺倉庫の移設等により、増築後は9台分のスペースを確保することが可能となります。2階には普通教室2室を、3階には普通教室2室にも分割も可能な多目的室を設けてまいります。

増築校舎の床面積は、2階、3階ともに約200平方メートルでございますので、全体で約400平方メートルとなります。

現在、既存校舎には、普通教室規模の部屋が、普通教室で16室と、多目的室、生活科室、算数室に使用している部屋の合計で6室、計22室ございますが、今回の増築により、2階部分に普通教室を2部屋、3階部分に普通教室2部屋分の多目的室を設けますので、全体で普通教室18室と多目的室等で8室分の計26室分を確保することができます。これにより、少人数指導の部屋を含めまして、今後の児童数、学級数の増に対応することが可能となる見込みでございます。

また、児童数の増に対応するため、既存校舎の昇降口部分に2学級分の下駄箱を増設するとともに、2階と3階の男子便所に小便器を各1カ所追加する工事を行います。

あわせて、エレベーター等について、設置後に法令が改正されたことにより、既存不適格となっている事項や、特殊建築物の定期報告より、必要が認められた事項に対応するための改修を行います。

今後の予定でございますが、年度内に建築確認の申請を行い、運動会終了後の平成26年6月初旬から平成27年1月下旬にかけて、工事を実施する予定でございます。

工事につきましては、増築校舎の建設予定位置周辺の防災倉庫の移設や、グラウンド側の倉庫等の新設に引き続き、夏休みにかけて、倉庫の撤去や増築校舎の基礎工事、鉄骨工事、既存校舎の改修を行った上、2学期に継続して増築校舎の工事を行い、最後に、外構工事を行う予定でございます。

工事に向けては、教育活動への支障が生じないように、引き続き、学校との十分な調整を行うとともに、保護者や周辺住民等への説明を行い、適切な周知を

図りながら、関係者のご理解とご協力をいただき、進めてまいりたいと考えております。

大変長くなりましたが、稲城市立稲城第七小学校校舎増築工事の概要につきましては、以上でございます。

引き続きまして、稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

稲城第一中学校につきましては、昭和63年度から平成元年度にかけて大規模改修工事を行って以降、25年近くが経過する中での施設・設備の老朽化に対応するとともに、今後の生徒数の増に伴う教室不足に対応するため、校舎の大規模改修と増築の工事に向けて、現在、学校の要望を踏まえた上で実施設計を進めているところでございます。

今後、建築確認の手続の中で、若干の変更が生じる可能性もございますが、概ねのプランがまとまりましたので、報告申し上げるものでございます。

配付資料の1ページ目をご覧ください。

上段が床面積や教室の構成表と、下段左側が現在の配置図、同右側が改修後の配置図となっております。増築校舎については太枠で囲んだ斜め線で、建替えとなる工事については斜線で、改修部分については網かけで、撤去する建物についてはドットで表示してございます。

稲城第一中学校の現状の校舎等の配置状況ですが、配置図にございますように、敷地の北側から西側の一部にかけて既存校舎が、敷地の東側に体育館やプールがございまして、グラウンドを挟んで南側がテニスコートとなっております。

今回の増築校舎につきましては、既存校舎の西端に接続する形で建設を予定しております。増築校舎の建設予定地にございます体育倉庫につきましては、敷地東側に建設する予定でございます。

北側の隅にある配膳室は建替え、既存校舎は大規模改修、プール機械室は一部改修となります。

次のページをお開きください。

1階から4階までの各階の平面図となっております。各階ごとに改修前、改修後を上下で対比してお示ししてございます。

増築校舎につきましては、平面図に太枠で表示し、改修前後で部屋の配置や用途の変わる箇所につきましては、網かけで表示しております。

大規模改修全体の共通事項といたしましては、外壁や屋上の防水、部屋の間仕切りなどで改修が必要な箇所の改修などを予定しております。

また、その他、各階により室の配置等が変更となる箇所を中心に説明を申し上げますと、1階部分では、現在、知的障害と自閉症・情緒障害の2種別について設置している固定学級が、平成27年度からは知的障害の固定学級のみとなることに伴い、既存校舎の西側の情緒障害の特別支援学級、相談室、技術科室、その準備室などの一帯を多目的室に改修し、増築工事に接続する形で廊下を設

けます。増築校舎には昇降口を設け、技術科室、準備室、男女便所、多目的便所、エレベーター、階段を設置し、既存校舎に現在2部屋ある特別支援の職員室のうち、西側の部屋については特別支援の準備室といたします。

2階部分につきましては、既存校舎の図書室、図書準備室、視聴覚室のエリアを普通教室3室に改修するとともに、既存の普通教室2室のうち、東側の部屋を印刷室と校長室に、印刷室を応接室に、校長室を事務室に改修し、現在約1.5教室分の広さの職員室を、既存の事務室のスペースも含め、2教室分に拡張することにより、今後の学級数の増に伴う教員数の増に対応してまいります。

さらに、既存校舎の東端のコンピューター室とその準備室を、現在の視聴覚室の代わりとなる多目的室と倉庫に改修します。増築校舎には、コンピューター室とその準備室、図書室と図書準備室を設置し、一体的な活動が図れるよう整備してまいります。

3階部分には、改修による室の変更はございません。

4階部分につきましては、既存校舎の中程でございます、多目的室を普通教室に変更いたします。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきたいと存じます。

増築校舎の構造は、鉄筋コンクリート造地上2階建て、増築校舎の床面積は、1、2階ともに約460平方メートルでございますので、全体で計約920平方メートルとなります。

改修前後の教室数の比較ですが、現在、既存校舎には、通常学級で使用する普通教室規模の部屋が、普通教室と多目的室の合計で12室、特別支援で使用する教室や作業室が大小合わせて6室ございますが、通常学級の生徒数・学級数が、平成25年5月1日の360人、11学級から、10年後には487人、14学級まで増加することが見込まれることから、今回の改修で、1階については、現在、作業室を含め6室ある特別支援の教室を4室とすることにより、多目的室を3室新設し、2階の配置替えを行って、普通教室を2部屋増やすとともに、4階の多目的室を普通教室に転用し、全体で通常学級の普通教室規模の部屋が、普通教室、多目的室等の合計で17室分となりますので、少人数指導の部屋を含め、今後の生徒数、学級数の増に対応することが可能となる見込みでございます。

次に、今後の予定でございます。

稲城第一中学校につきましては、学区変更に対応するため、当初予定しておりました大規模改修に合わせて校舎の増築を行うこととなり、今年度、実施設計を進めてきたところですが、本日お示ししておりますように、既存校舎の西端の壁を一部撤去し、増築校舎に接続することとなったことから、この内容に沿った形で、改めて、既存校舎の構造の確認等を行った上で、耐震評定を取得する必要が生じたため、実施設計の期間を延長し、平成26年8月頃をめどに建築確認の申請を行ってまいりたいと考えております。

また、同校につきましては、余裕教室がない中で、増築校舎を既存校舎に接続させる必要があるため、本体の大規模改修等の工事に先立ち、平成26年の体



育会終了後から仮設校舎の建設に着手してまいります。仮設校舎はプレハブ2階建てを予定しておりまして、1階には職員室と普通教室4室、2階には普通教室6室を配置する他、1、2階ともに男女便所や階段を配置し、空調設備も設置する予定でございます。

大規模改修等の工期といたしましては、平成26年12月下旬から平成28年8月下旬までを予定しておりまして、実際に仮設校舎を設置する期間は、平成27年3月中旬から平成28年3月下旬ごろまでの約1年と半月を予定しております。

工事の大まかな進め方でございますが、増築校舎及び配膳室の建替えにつきましては、平成27年3月から12月初旬頃までに行う予定でございます。

一方、大規模改修につきましては、平成26年度の体育大会終了後に別途設置する仮設校舎に、まず職員室と3、4階部分の普通教室等に移した上で、平成27年3月ごろから8月中旬にかけて、3、4階部分を中心に行います。

あわせて、夏季休業期間の中で、階段A、C、Dと既存校舎の東側昇降口、3、4階部分の特別教室の改修を行った上、3、4階部分の普通教室を仮設校舎から戻し、1、2階の普通教室や特別支援学級を仮設校舎に移します。

平成27年9月以降、平成27年度内に1、2階部分を中心とした改修を行い、春季休業期間中に1、2階の普通教室と特別支援学級、職員室を仮設校舎から戻した上で、平成28年4月から8月にかけて仮設校舎の解体撤去を行い、夏季休業期間中に階段B、職員玄関、男女便所、保健室、残りの特別教室の大規模改修を行う予定でございます。

工事に向けましては、教育活動への支障ができる限り生じないように、引き続き、学校との十分な調整を行うとともに、保護者や周辺住民等への説明会等を通じ、適切な周知に努め、関係者のご理解とご協力をいただいた上で進めてまいりたいと考えております。

大変長くなりましたが、稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事の概要につきましては、以上でございます。

なお、以上3件につきまして、本年11月18日に開催予定の福祉文教委員会への報告を予定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。先程は失礼いたしました。

3件の報告が終わりました。

それでは、次に、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課の報告事項につきまして、別添資料の「(仮称)いなぎ放課後子どもプラン『放課後子ども教室』事業概要」をご覧いただき、ご説明申し上げたいと思います。

放課後子ども教室は、平成26年度は試行として事業を立ち上げ、平成27年度以降、実施校の拡大を図り、最終的に、国の放課後子どもプランに整合し

た事業として、構築を図っていくものと考えております。

それでは、まず1の目的からでございますが、目的につきましては、放課後における子どもの安心・安全で健やかな成長を促す居場所の提供ということを目的としております。

2の対象につきましては、小学校1年生から3年生までとし、ただし、長峰小学校については全学年といたします。

3、実施日については、平日の月曜日から金曜日までと、土曜日及び長期休業日といたします。

4の時間につきましては、月曜日から金曜日までの平日については、下校時から午後5時までといたします。土曜日及び長期休業日につきましては、午前8時30分から午後5時までといたします。

5の会場につきましては、拠点といたしましては体育館を使用し、使用ができない場合には、時間帯で空きのある特別教室などの部屋及び校庭などを使用して実施してまいりたいと考えております。

また、あらかじめ、学校との調整で、エアコン等の備品類の調整を行っていくものとしたしたいと考えております。

6の内容につきましては、放課後の居場所の提供・見守りということで、軽スポーツ、昔遊び、学習支援などのものも、事業実施と同時に色々と工夫を図りながら、考えていきたいと思っております。

また、①としまして事前登録制、②育成料については不要、③おやつは提供しない、④といたしまして参加者は保険加入を条件として来ていただくというふうに考えております。

7の運営につきましては、直営といたしまして実施したいと考えております。平成26年度の試行実施校については、最大8校までの範囲で、福祉部とは学童クラブ待機児童の状況を検討し、また、学校側とは会場使用の調整を図った上で、11月に決定いたしたいと考えております。

8の体制につきましては、(1)につきましては、長峰小学校以外の体制、それから、(2)につきましては、長峰小学校の体制ということで記載させていただいております。

いずれの場合におきましても、実施各校に専務的非常勤職員を配置することで、災害や事故に責任ある対応を担うものとし、学校への負担をかけない体制を構築するものとしたしたいと考えております。

また、臨時職員の雇用契約などの事務処理や、開催会場を含めたコーディネート役などもあわせて行わせることで、勤務時間のロスがなく、保護者や教員への配慮にも対応できるものと考えております。

また、人員確保の困難性が見込まれることから、安全管理員及び施錠などの施設巡回員については、シルバー人材センターなどの事業者への委託を併用いたしたいと考えております。

また、長峰小学校で現在雇用している臨時職員さんなどにつきましては、

事業の円滑実施面などから、なるべく継続雇用させていただきたいというふうに考えております。

9番の利用につきましてですが、(1)として、授業終了後、帰宅せずに放課後子ども教室へ来ていただくものと考え。(2)としまして、出席カードなどに入室時間を記入し、利用者を把握していくものとしたしたいと考えております。(3)といたしまして、安全管理員による見守りをしたいと考えております。(4)といたしまして、帰宅時は出席カードに退室時間を記入していただくというような形をとりたいと考えております。(5)につきましては、事業終了後、安全管理員が施設巡回・施錠などの業務を担うものと考えております。

10、その他、詳細については、今後進める中で一定のルール化を図っていききたいと考えております。

また、枠外になりますが、一番下のほうになりますが、平成26年度の準備スケジュールということで、現在、10月ということで、各小学校と使用予定会場の調整、必要備品等の確認作業を始めているところでございます。

また、11月中には開催校の決定をし、12月、学童クラブ入所受付と同時に、放課後子ども教室の事業予定案内を添付いたしたいと考えているところでございます。

また、2月には学童クラブの待機児童発生校の確定などがあり、そこで保護者向けの説明会を開催したいと考えております。

3月におきましては、登録の受付、開設準備などをし、4月の使用会場などの調整を図った上で、来年度4月1日のスタートを図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、続きまして、稲城市公の施設指定管理者選定委員会の審査結果について、ご報告いたします。

この件につきましては、平成25年4月26日の市文教委員会で、市立公園内体育施設の指定管理者を、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団にしたいというご報告をさせていただきました。

今回のご報告は、指定管理者制度に関する稲城市の指針に基づき開催された、稲城市公の施設指定管理者選定委員会での審査結果についてでございます。

それでは、ご報告いたします。

資料につきましては、資料1の稲城市公の施設指定管理者選定委員会の審査結果についてと、資料2の稲城市指定管理者選定審査採点表でございます。

まず初めに、資料1の稲城市公の施設指定管理者選定委員会の審査結果でご

ございます。資料1をご覧ください。

1、対象施設につきましては、市立公園及び市立公園内体育施設でございます。

2、指定期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

3、候補者、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団でございます。

4、稲城市公の施設指定管理者選定委員会委員でございます。この委員会の方々には稲城市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選出されており、委員長に渡邊総務部長、副委員長に藤森行政改革監理委員会委員長、委員に木下駒沢女子短期大学教授、高橋東京農業大学教授／自然環境保全審議会委員、あと榎本都市建設部長、加藤教育部長の6名でございます。

5、指定管理者選定委員会の開催日程でございます。

第1回目は、7月23日に開催され、委員長の互選・副委員長の指名、事務局・主管課からの経過説明、施設概要の説明、管理運営方針等の説明を実施し、選定方針の決定を行いました。

第2回は、8月1日に開催され、現場視察を行いました。

第3回は、候補者によるプレゼンテーション、審査・評価の決定を行いました。

6、審査結果は、「稲城市公の施設指定管理者選定委員会での審議の結果、（公財）いなぎグリーンウェルネス財団を、市立公園及び市立公園内体育施設の指定管理者として選定する。」でございます。

得点につきましては、100点満点中70点でございます。基準点が60点でございますので、基準点を10点ほど上回る評価を受けております。得点の詳細につきましては、後程ご説明いたします。

7、今後の予定としましては、平成25年12月議会に指定管理者指定の議案を上程いたします。

続きまして、資料2、採点表をご覧ください。

点数につきましては、1項目5点満点で、20項目ございますので100点が満点となっており、5点が「特に優れている」、4点が「優れている」、3点が「基準点」、2点が「改善が必要」、1点が「抜本的な改善」が必要となっております。

それでは、1項目ずつ、選定基準の採点について、ご説明いたします。

①施設の管理運営の基本方針については、基準点の3点。

②基本方針を実施する為の目標及び実施施策についても、3点。

③関係法令の遵守体制についても、3点。

④施設の運営（基本的な部分）については、「優れている」の4点で、「24時間体制、危機管理体制について明確に位置づけられており評価できる」とのコメントをいただいております。

⑤施設の運営（アウトソーシング部分）については、3点で、「トレーニンググループの運営拡大、東京ヴェルディなどのプロスポーツ企業との連携、総合

グラウンドを利用した運動教室など、新たな提案があり評価できる。協定締結までに、さらに具体的な提案を期待する」というコメントをいただいております。

財団からの提案内容としましては、効率的な運用をするため、今までそれぞれの事業者にお願ひしていた、総合体育館内トレーニングルーム運営事業とスポーツ教室運営事業を一体的な業務としていくこと。

また、既存の体育協会やiクラブにお願ひしていたスポーツ教室に加え、専門性の高い内容につきましては、民間スポーツ企業にアウトソーシングし、新たなスポーツ教室として年間約300時間の多種多様な教室を事業展開するということ。

総合グラウンドにつきましては、天然芝のため、一定の養生期間が必要となりますが、それ以上に使えるように、拡大できるように、民間業者と連携して、運動教室に関するアウトソーシングも検討してまいるといふこととございます。

また、現在、高齢者がグラウンドゴルフをしています、財団主催の大会などを制定して、協議会を通じて、利用者拡大を推進するといふ提案もございます。

また、東京ヴェルディとの連携できるイベントについても検討するなどの提案が出されております。

市民プールの利用拡大については、夏季限定のスイミング教室や、事前申し込みなしでもできるアクアビクス体験教室などの、新たな事業展開を実施していくといふ提案もいただいております。

⑥利用者ニーズへの対応（利用者アンケートの実施等）については、4点で、「アンケートの実施など積極的な取り組みが見られ評価できる」とのコメントをいただいております。

次のページをお開きください。

⑦広報・利用促進については、3点。

⑧効率的な管理運営（コストの縮減）については、4点で、「予防保全の観点が含まれており評価できる」、「点検や修繕計画へのフィードバックの構造が示されてあり評価できる」とのコメントをいただいております。

⑨効率的な管理運営（アウトソーシング部分）については、3点。

⑩は公園施設なので、省略いたします。

⑪施設の維持管理（体育施設）については、4点で、「きめ細かな日常点検が計画されており、評価できる」とのコメントをいただいております。

⑫危機管理（平常時）については、4点で、「危機管理について、しっかりとした認識が示されており、評価できる」とのコメントをいただいております。

次のページをお開きください。

⑬危機管理（地震等の災害時）については、4点で、「東日本大震災では、避難所等の設置などの対応があり、評価できる」とのコメントをいただいております。

⑭危機管理（台風）については、4点で、「多摩川増水時の河川敷設置物（ネット等）の撤去等の対応があり、評価できる」とのコメントをいただいております。

⑮地域雇用については、3点。

⑯地域団体との連携については、3点。

⑰自己モニタリングの実施については、4点で、「第三者モニタリングの実施は評価できるが、評議員での評価だけでは足りないと考える。評価者の選定など実施方法について検討をする必要がある」とのコメントをいただいております。

⑱物品の管理については、3点。

⑲金銭管理、経理事務については、3点。

⑳独自事業については、4点ではありますが、「公園の関係については良い提案であるが、体育施設の提案を多くすることを期待する」、また、「体育施設関係について、高齢者人口に対応したプログラムの充実が必要と考える」とのコメントをいただいております。

以上でご報告を終わります。

委員長 ありがとうございます。  
報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。  
どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 すみません、学校教育課の通級指導学級のほうなんですけれども、五中のほうに一つ、情緒障害の通級指導学級をとということなんですけれども、小学校のほうでは、言語障害という学級が2クラスで27名というのが予定されているというか、平成26年度にあるんですけれども、中学校のほうでは、この言語障害への対応というか、そういうものは、この情緒障害のほうに含まれてしまっているんですか。どうなんでしょうか。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 言語障害の通級指導学級についてなんですが、情緒障害等の通級指導学級とはまた別のものでございます。

言語のほうに通っていらっしゃる方というのは、例えば、吃音ですとか、多くはそういった症状の方が通っていらっしゃるんですけれども、週に1回の指導をいただく中で、ある程度の期間で改善して、本来であれば、通級ですので、また通常学級の授業だけで対応できるように指導していくのが元々の通級指導学級の趣旨ということで、中学生になっても言語の学級が必要だというお声は、今のところ、私どものほうにはいただいている状況でございます。

各市においても、中学生になりますと、あまり言語の学級を設置しているケ

ースが小学校ほどは多くないという状況がありまして、今回設置するのはあくまでも情緒障害等の学級ということで予定しているところでございます。

伊勢川委員 ありがとうございます。

委員 長 5件ありましたけれども、いかがでしょうか。  
城所委員。

城所委員 第一中学校の大規模改修の関係ですけれども、一中は元々校庭の狭隘問題等、非常に悩ましいところではないかなというふうに思うんですけれども、これを見ますと、仮設校舎を含めて、校庭がかなり狭くなってしまうというところで、先程、課長のほうから、教育活動への支障がないようにという配慮の言葉がありましたけれども、本当に心配するのは子ども達のクラブ活動とか、あるいは運動会とかで、この仮設校舎だけではなくて、建設会社の事務所なんかも建つんではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の対応はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

委員 長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 委員がおっしゃられるようなご心配はごもっともということで、私どもの学校側との現在進めている調整の中では、使えない期間は、もうある程度は仕方がないこととしてご理解いただいているところですが、例えば、体育大会などについては、体育課のほうには相談しておりまして、総合グラウンドのほうを使用できるように、調整しているところでございます。

また、日ごろのクラブ活動の部分については、どうしても制限が入るのは仕方がないところなんですけれども、もし必要があれば、近隣の小学校の校庭等を使用させていただけないかということで、これも関係学校長のほうにお話しさせていただいて、あいているときでしたらどうぞというお話も頂戴しているところでございます。

今後も具体の相談がありましたら、こちらとしてもなるべく改善できるように工夫していきたいと引き続き考えております。

城所委員 よろしくお願いします。

ちなみに、これは一中の場合、その建設会社の事務所というのは建つんですか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 現場事務所はやはりどうしても必要になります。この図には表示はござい

ませんけれども、当然、周辺にも足場が組まれたりですとか、そういう期間もありますので、ただ、全部を一斉に工事をするということではないことから、校庭の中のどこか一画は何らかに使っていただけるように、例えば、キャッチボール程度はできるとか、そういったことでも違うと思いますし、体育の授業なども内容によっては実施ができるように、その辺は綿密に、業者が決まりましたら、スケジュール調整ですとか、詳細を決めていきたいというふうに考えております。

城所委員      ありがとうございます。

委員 長      よろしく申し上げます。  
他にはいかがでしょうか。  
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員    いなぎ放課後子どもプランのほう、生涯学習課につきましてですけれども、場所的に、体育館、それと時間帯であいている部屋1室以上と校庭という分け方で安全管理員を3名というふうに、その各ポジションに1名ずつ置くというふうなニュアンスで、この管理員の人数というのは受けとめてよろしいのでしょうか。

委員 長      生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長    この安全管理員3名というものについてですが、今、長峰小学校で放課後子ども教室は水曜日と金曜日に展開しておりますが、拠点となる体育館ということで今は実施しております。そこに安全管理員を配置して、子どもの安全を見守るということですので、イメージ的には、一つの場所で事業を実施し、そこに見守り要員を配置するというところでございます。

                  したがって、体育館が使用できないときは、例えば、教室でもこの人員をある程度配置すると。参加人数にもよるのですが、今後、その状況を見ながらということになります。基本的には3名を配置したいと考えております。また、校庭などにももちろんこの人員を配置して、安全運営を図りながら、見守っていくというような事業展開というふうに考えております。

                  以上でございます。

委員 長      どうぞ、城所委員。

城所委員      この放課後子ども教室というのは、対象が、いわゆるその学童クラブの待機児童というところですね。マックスでどのぐらいの人数を想定されているのでしょうか。



委員 長 生涯学習課長、どうぞ。

生涯学習課長 参考になるところはやはり長峰小学校の放課後子ども広場で行っているところなんですけれども、全学年ですが、最大で60名程度の参加があるというところがございますので、ただ、少ないときは1桁台になるようなこともあったということなんで、その辺では、長峰小学校の実績から、この人員を配置していくことで、一応、対応が可能ではないかというようなことで考えております。

事業者への委託を考えておりますので、そういった事業の展開の中では、ある程度の配置人員の変更を見込むこともあろうかと思えます。

以上でございます。

委員 長 いかがですか。よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前10時30分閉会)